

3 感染性廃棄物

3-1 感染性廃棄物の定義

感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物をあわせて、感染性廃棄物と呼ぶ。

感染性廃棄物とは、医療関係機関等から生じた、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体（これを「感染性病原体」という。）が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう（法第2条第3項、第5項、施行令第1条第8号及び第2条の4第4号）。

一般廃棄物であって感染性廃棄物に該当するものが感染性一般廃棄物であり、特別管理一般廃棄物とされる。産業廃棄物であって感染性廃棄物に該当するものが感染性産業廃棄物であり、特別管理産業廃棄物とされる。

なお、次の施設が医療関係機関等に該当する（施行令別表第1の4の項及び施行規則第1条第7項）。

- ① 病院
- ② 診療所（保健所、血液センター等を含む）
- ③ 衛生検査所
- ④ 介護老人保健施設
- ⑤ 介護医療院
- ⑥ 助産所
- ⑦ 動物の診療施設
- ⑧ 国又は地方公共団体の試験研究機関（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るもの）
- ⑨ 大学及びその附属試験研究機関（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るもの）
- ⑩ ⑧及び⑨以外の、学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るもの）

感染性廃棄物に該当するものであっても、環境大臣が定める方法による施設内処理を行い、感染性を失わせた場合は、普通の一般廃棄物又は産業廃棄物となる。

なお、感染性廃棄物は、その性格上、一般廃棄物と産業廃棄物を分別して排出することが困難であることから、感染性産業廃棄物を処理できる許可業者は感染性一般廃棄物もあわせて処理できる（法第14条の4第17項）。

3-2 感染性廃棄物の判断基準

「感染性廃棄物処理マニュアル」では、感染性廃棄物の具体的な判断は、「形状の観点」、「排出場所の観点」及び「感染症の種類」の観点から客観的に行うことが基本である。

感染性廃棄物の具体的な判断に当たっては、次によるものとする。これらに該当するものが感染性廃棄物となる。

(1) 形状の観点

- ① 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む）（以下「血液等」という。）

血液製剤については、それ自体には感染性がないことから感染性廃棄物ではないが、外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤（全血製剤、血液成分製剤）等は血液等に該当するものとする。

- ② 手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、^{かくせい}郭清に伴う皮膚等）
- ③ 血液等が付着した鋭利なもの
- ④ 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの

(2) 排出場所の観点

感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室（以下「感染症病床等」という。）において、治療、検査等に使用された後、排出されたもの

感染症病床とは感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症（結核を除く）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の患者に係る病床をいう。感染症病床等のうち、検査室とは採血を行う室、透析室及び微生物や病理学等に関する臨床検査室（検体検査を行う室）等をいう。

(3) 感染症の種類別の観点

- ① 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- ② 感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスプレイ製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。）

感染症法の四類及び五類感染症の治療又は検査等から排出される感染性廃棄物としては、以下のものが挙げられる。

ア 医療器材…注射針、メス、ガラス製器材（試験管、シャーレ、アンプル、バイアル等）

イ ディスposable製品…ピンセット、ハサミ、トロッカー、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バッグ、リネン類等

ウ 衛生材料…ガーゼ、脱脂綿、マスク等

エ その他…紙おむつ（感染症の種類等により感染性廃棄物とする）、検体標本等

医療器材としての注射針、メス、ガラス製品（破損したもの）等については、メカニカルハザードについて十分に配慮する必要があるため、感染性廃棄物と同様の取扱いとする。また、鋭利なものについては、未使用のもの、血液が付着していないもの又は消毒等により感染性を失わせたものであっても、感染性廃棄物と同様の取扱いとする。

透析等回路（ダイライザー、チューブ等）については、これらに含まれている血液等が分離されず一体的に使用されていることから、感染性廃棄物に該当する。また、輸液点滴セット（バックを除く）については、血液等が付着している針が分離されず一体的に使用されていることから、感染性に該当する。

— 5

— 10

— 15

— 20

— 25

— 30

— 35

— 40

(1) の形状に該当する廃棄物は直ちに感染性廃棄物とされ、(1) に該当しない廃棄物でも (2) の場所で排出された場合は感染性廃棄物とされる。また、(2) 以外の場所で感染症の治療、検査等が行われた場合は、(3) により、感染症の治療、検査等に使用された廃棄物が感染性廃棄物となる。

5 — 通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物に該当するか否かを判断できるが、判断できない場合は、付着した廃棄物の形状、性状、付着の程度の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

10 — 感染性廃棄物は、人に関する診療行為や医療関係の研究活動だけでなく、人畜共通感染症に罹患又は感染した動物に関する診療行為や研究活動から発生することもある。

動物の血液等については、人の血液等と比較して、人に感染症を生じさせる危険性が低いことから、血液等を介して人に感染する人畜共通感染症に罹患又は感染している場合を除き、感染性廃棄物として取り扱う必要はない。なお、人畜共通感染症は、罹患又は感染している動物の血液等からのみ感染するわけではないことに注意が必要である。

15 —

20 —

25 —

30 —

35 —

40 —

1 保管基準・処理基準

1-1 (特別管理) 産業廃棄物の保管基準

排出事業者は、自己の産業廃棄物が運搬されるまでの間、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない（法第12条第2項）。このような適正な保管を確保するため、産業廃棄物保管基準が定められている（施行規則第8条）。

特別管理産業廃棄物についても同様に、特別管理産業廃棄物保管基準が定められている（法第12条の2第2項及び施行規則第8条の13）。

なお、資料編 P234「資料10 産業廃棄物の保管基準」及び P266「資料15 特別管理産業廃棄物の保管基準」を参照されたい。

(1) 産業廃棄物の保管基準

排出事業者は、次の基準に従って、その産業廃棄物を保管しなければならない。

① 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。囲いは、保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる場合には、当該荷重に対して構造耐力上安全なものでなければならない。

② 見やすい箇所に産業廃棄物の保管に関して必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。掲示板は縦及び横それぞれ60cm以上とし、(a) 産業廃棄物の保管場所である旨、(b) 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先、(c) 保管する産業廃棄物の種類、(d) 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げることができる高さ、を記載する（図1.1参照）。石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を保管する場合は、その旨を(c)の欄に記載しなければならない。

③ 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次の措置その他必要な措置を講ずること。

ア 産業廃棄物の保管に伴い汚水が発生するおそれがある場合には、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝、その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(a) 特別管理産業廃棄物 保管場所	
管理者の名称及び代表者氏名	医療法人 ○×病院 院長 日本一郎
所在地	○○区△△町1-2-3
(b) 責任者氏名	日本次郎
連絡先電話番号	Tel 03 (1234) ××××
(c) 特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物
(d) 最大保管高さ	_____

● 図1.1 保管場所における掲示板の作成例
(特別管理産業廃棄物の保管場所の場合)

イ 産業廃棄物を屋外で容器を用いずに保管する場合は、高さ制限を超えないようにすること（資料編 P234「資料10 産業廃棄物の保管基準」参照）。

④ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

⑤ 石綿含有産業廃棄物を保管する場合は、次の措置を講ずること。 — 5

ア 石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等の措置

イ 石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のため、覆いを設ける、梱包するなどの必要な措置

⑥ 水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合は、その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置を講ずること。 — 10

(2) 特別管理産業廃棄物の保管基準

特別管理産業廃棄物の保管基準では、保管場所の周囲に囲いを設けることや、掲示板を設置すること、特別管理産業廃棄物の飛散・流出・地下浸透及び悪臭の発散を防止するための措置等は産業廃棄物と同様であるが、掲示板等の文言が「特別管理産業廃棄物」となるほか、次の措置を講ずるよう規定されており、排出事業者はこれらの基準に従って、その特別管理産業廃棄物を保管しなければならない。 — 15

① 特別管理産業廃棄物にその他の物が混入するおそれのないように、仕切りを設けるなど必要な措置（ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合していても、それ以外の物が混入するおそれのない場合は、この限りではない）。 — 20

② 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB 汚染物又は PCB 処理物にあつては、容器に入れ密封するなどの、当該廃油又は PCB の揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、PCB 汚染物又は PCB 処理物が高温にさらされないために必要な措置。

③ 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリにあつては、容器に入れ密封するなど、当該廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置。 — 25

④ PCB 汚染物のうち、廃蛍光灯用安定器、廃水銀ランプ用安定器又は廃ナトリウム用安定器で、PCB が付着し、又は封入されたものにあつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。

⑤ PCB 汚染物又は PCB 処理物にあつては、当該 PCB 汚染物又は PCB 処理物の腐食の防止のために必要な措置。 — 30

⑥ 廃水銀等にあつては、容器に入れて密封するなどの、当該廃水銀等の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、当該廃水銀等が高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置。

⑦ 廃石綿等にあつては、梱包するなど飛散の防止のために必要な措置。

⑧ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封するなど、当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置。 — 35

1-2 感染性廃棄物の保管等に関する留意事項

感染性廃棄物処理マニュアルは、感染性廃棄物の適正な処理を確保するため、医療関係機関等の施設内における、感染性廃棄物の保管を含む処理の具体的な手順を解説している。 — 40

以下、同マニュアルに基づき、感染性廃棄物の施設内処理の留意事項を述べる（詳細は資料編 P374「資料34 感染性廃棄物処理マニュアル」参照）。

(1) 分別

感染性廃棄物は、発生時点において、他の廃棄物と分別して排出するものとする。

- 5 — ① 医療関係機関等から発生する廃棄物は、一般に次のように区分できる。
- ア 感染性廃棄物
 - イ 非感染性廃棄物（医療行為等に伴って生ずる廃棄物のうち感染性廃棄物以外の廃棄物）
 - ウ 上記以外の廃棄物（紙くず、厨芥等）
- 10 — ② 感染性廃棄物は、公衆衛生の保持及び病原微生物の拡散防止の徹底の観点から、より安全に配慮した取扱いを要するものであり、このため廃棄物の発生時点において他の廃棄物と分別するものとする。
- ただし、感染性廃棄物と同時に生ずる他の廃棄物を感染性廃棄物と同等の取扱いをする場合は、この限りでない。
- 15 — ③ 感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物の各々について別の形態、方式で処理を行う場合は、これらも必ず区分しなければならない。
- ④ 感染性廃棄物は、「(2) 梱包」による梱包が容易にできるよう、排出時点で次のとおり分別して適切な容器に入れることが望ましい。
- ア 液状又は泥状のものと固形状のものは分別すること。
 - イ 鋭利なものは他の廃棄物と分別すること。
- 20 — ⑤ 診療所等において、分別の必要のない方法により処分する場合であって、分別の結果長期間にわたる保管が必要となる等の理由により分別排出することが困難な場合は、鋭利なものにも泥状のものにも対応する容器を用いる等安全に配慮する。
- 25 — ⑥ 感染性産業廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行うことができる者は、感染性一般廃棄物の収集・運搬又は処分を行うことができる。
- 30 — ⑦ 排出事業者は、感染性廃棄物を適正に処理する責任があり、処理過程での事故防止のために、引火性、爆発性のある廃棄物、医療行為等に伴う放射性物質を含む廃棄物、混合による化学変化や単体でも危険性を有する物質、水銀等の有害物質を含む廃棄物が、感染性廃棄物容器内に混入しないように分別を徹底しなければならない。

(2) 梱包

感染性廃棄物の収集運搬を行う場合は、必ず容器に収納して収集運搬することになっているため、収集運搬に先立ち、あらかじめ、次のような容器に入れて、密閉しなければならない。

- 35 — 1) 密閉できること。
- 2) 収納しやすいこと。
- 3) 損傷しにくいこと。
- 40 —

① 梱包は、「鋭利なもの」、「固形状のもの」、「液状又は泥状のもの」の3種類に区分して、内容物が容器の外に飛び出し針刺し事故が発生することのないよう十分配慮し、次のような容器を使用することを原則とするが、同一の処理施設で処理される場合には、必要に応じ、一括梱包することができるものとする。ただし、一括梱包する場合には、廃棄物の性状に応じた容器の材質等をあわせ持つものを使用するものとする。

— 5

ア 注射針、メス等の鋭利なものは、金属製、プラスチック製等で危険防止のために耐貫通性のある堅牢な容器を使用すること。

イ 固形状のもの（鋭利なものを除く）は、丈夫なプラスチック袋を二重にして使用するか、堅牢な容器を使用すること。

— 10

ウ 液状又は泥状のものは、廃液等が漏洩しない密閉容器を使用すること。

② 容器の形状及び大きさ並びに容器を設置する場所は、発生場所や発生量、投入のしやすさを勘案して選択するものとする。

③ 容器に入った感染性廃棄物を他の容器に移し替えることは、飛散・流出や針刺事故の防止の観点から好ましくない。

— 15

④ 感染性廃棄物は、適正な容量の容器に入れた後密閉する。また、内容物の詰めすぎにより、内容物が容器の外部に飛散・流出しないように注意すること。

なお、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターでは、感染性廃棄物容器評価事業を実施し、医療関係機関等が適正な感染性廃棄物容器を選択する際の参考情報を提供している(資料編 P493「資料46 感染性廃棄物容器評価事業リーフレット」参照)。

— 20

(3) 施設内における移動

感染性廃棄物の施設内における移動は、感染性廃棄物が入った容器を密閉して、移動の途中で内容物が飛散・流出するおそれのないように行うものとする。

① 梱包前の感染性廃棄物は、蓋のついた容器に入れて蓋をすること等により、移動の途中で飛散・流出するおそれがないようにし、カート等により移動させるものとする。

— 25

② 感染性廃棄物は廃棄時に直接容器に入れることが望ましいが、やむを得ず施設内で容器への移し替えを行う場合には、当該感染性廃棄物が飛散・流出しないよう十分に注意することが必要である。

— 30

(4) 施設内における保管

1) 感染性廃棄物が運搬されるまでの保管は極力短期間とする。

2) 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管しなければならない。

3) 感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示するとともに、取扱いの注意事項等を記載しなければならない。

— 35

① 保管場所については、建屋内に設けるとともに、十分な管理(例えば温度管理、照度管理、臭気管理、定期的な清掃・消毒実施等)に努める。

② 腐敗するおそれのある感染性廃棄物をやむを得ず長期間保管する場合は、容器に入れ密閉すること、冷蔵庫に入れること等当該感染性廃棄物が腐敗しないように必

— 40

要な措置を講じなければならない。(規則8条の13第5号)

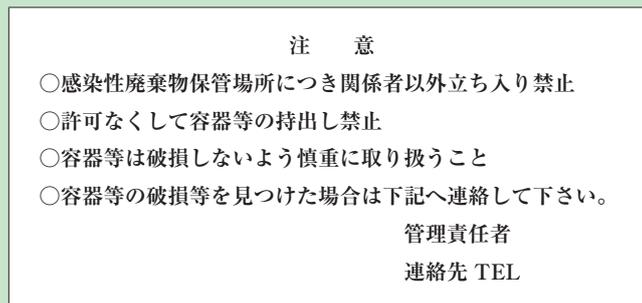
- ③ 感染性廃棄物の保管場所から当該感染性廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭発散が生じないようにし、汚水が生ずるおそれがある場合には公共水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに底面を不浸透性の材料で覆うことその他必要な措置を講じなければならない。

(規則8条の13第2号)

- ④ 保管場所には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、次の例を参考にして取扱注意等の表示を行う。表示は縦横それぞれ60cm以上とする。

(規則8条の13第1号)

● 表示の例



- ⑤ スペースの関係上専用の保管場所が設けられない場合は、関係者以外がみだりに立ち入ることができない所で感染性廃棄物の保管を行うこと。

- ⑥ 感染性廃棄物の保管場所には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにしなければならない。(規則8条の13第3号)

- ⑦ 感染性廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること(ただし、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物が混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合を除く)。(規則8条の13第4号)

(5) 表示

感染性廃棄物を収納した容器には、感染性廃棄物である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示するものとする。(令第6条の5第1項第1号、規則1条の10)

また、非感染性廃棄物を収納した容器には、必要に応じて非感染性廃棄物であることの表示を行うことを推奨する。

- ① 関係者が感染性廃棄物であることを識別できるよう、容器にはマーク等を付けるものとする。マークは全国共通のものが望ましいため、下記のバイオハザードマークを推奨する。マークを付けない場合には、「感染性廃棄物」(感染性一般廃棄物又は感染性産業廃棄物のみが収納されている場合は、各々の名称)と明記する。



● バイオハザードマーク

② 廃棄物の取扱者に廃棄物の種類が判別できるようにするため、性状に応じてマークの色を分けることが望ましい。

- ア 液状又は泥状のもの（血液等）：赤色
- イ 固形状のもの（血液等が付着したガーゼ等）：橙色
- ウ 鋭利なもの（注射針等）：黄色
- エ 分別排出が困難なもの：黄色

このような色のバイオハザードマークを用いない場合には、「液状又は泥状」、「固形状」、「鋭利なもの」のように、廃棄物の取扱者が取り扱う際に注意すべき事項を表示する。

③ 非感染性廃棄物であっても、外見上感染性廃棄物との区別がつかないこと等から、感染性廃棄物としてみなされることがある。その場合、医療関係機関等と処理業者との間の信頼関係を構築し、医療関係機関等が責任を持って非感染性廃棄物であることを明確にするために、非感染性廃棄物（感染性廃棄物を消毒処理したものや、判断基準に基づき非感染性と判断されたもの。）の容器に非感染性廃棄物であることを明記したラベル（以下「非感染性廃棄物ラベル」という。）を付けることを推奨する。非感染性廃棄物ラベルの導入により、意識して感染性、非感染性廃棄物の分別が進むことも期待される。

非感染性廃棄物ラベルの導入に当たっては、関係者間で事前に十分に調整し、導入の方法（対象とする廃棄物等）等を決めておくことが必要である。

④ 非感染性廃棄物ラベルの仕様は、関係者間で合意したものを使用することが望ましく、ラベルの大きさ、文字は見やすいものとする。

たとえば、横浜市では次のものが使われている。

●非感染性廃棄物ラベルの例

非感染性廃棄物	
医療機関等名	
特別管理産業廃棄物 管理責任者	
廃棄物名	
排出年月日	

(6) 施設内における中間処理

感染性廃棄物は、原則として、医療関係機関等の施設内の焼却設備で焼却、溶融設備で溶融、滅菌装置で滅菌又は肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒（感染症法その他の法律に指定されている疾患に係る感染症廃棄物にあつては、当該法律に基づく消毒）するものとする

（参照）特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年厚生省告示第194号）

— 5

— 10

— 15

— 20

— 25

— 30

— 35

— 40

① 医療関係機関等は、発生した感染性廃棄物を自ら中間処理する場合には、次の方法により、廃棄物の感染性を失わせなければならない。(感染性を失った処理残さ等は、非感染性廃棄物として処理できることとなる。)

ア 焼却設備を用いて焼却する方法

5 — イ 溶融設備を用いて溶融する方法

ウ 高圧蒸気滅菌(オートクレーブ)装置を用いて滅菌する方法(さらに破碎する等滅菌したことを明らかにすること。)

エ 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法(さらに破碎する等滅菌したことを明らかにすること。)

10 — オ 消毒する方法(肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法とし、さらに破碎する等滅菌したことを明らかにすること。資料34中の「ウイルス肝炎感染対策ガイドライン」(参考7)、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」(参考8)及び「感染性廃棄物の処理において有効であることの確認方法について」(参考9)参照。ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物

15 — にあっては、当該法律に基づく消毒)

消毒において肝炎ウイルスに効果のある方法としたのは、肝炎ウイルスの一つのB型肝炎ウイルスが最も消毒薬に対して抵抗性の強い病原微生物の一つであることから、肝炎ウイルスに効果のある方法で消毒すれば、ほとんどすべての病原微生物は不活化されると考えられるためである。

20 — ② なお、①のアからオのほか、感染性廃棄物の処分方法として適切であると環境大臣が認めるものについては、順次追加することとしている。

③ 医療関係機関等において廃棄物処理施設を設置する場合は、廃棄物の種類若しくは施設の種類又は規模により、都道府県知事等の許可が必要となる。

25 — ④ 医療関係機関等は、焼却設備、溶融設備、滅菌装置を有していない場合、消毒を行うことのできない場合、焼却設備を有しているが焼却炉の性能等から効果的な処理が期待できない場合、完全に感染性を失わせる処理が行われていない場合、周辺的生活環境の保全上焼却設備を稼働することが好ましくないと判断される場合等には、特別管理産業廃棄物処分業者等に委託して処理しなければならない。

30 — 1-3 産業廃棄物の処理基準

排出事業者が行う産業廃棄物の収集・運搬及び処分の基準(処理基準)は、施行令第6条に定められている。法第14条第12項(特別管理産業廃棄物は法第14条の4第12項)の規定により産業廃棄物処理業者の行う産業廃棄物の収集・運搬及び処分についても同一の処理基準が適用される。

35 — 排出事業者が自ら処理する場合はもちろん、処理を委託する場合でも、排出事業者として、その事業活動によって生じた廃棄物を適正に処理する責任を果たすためには、処理基準の内容を十分理解していなければならない。

以下に、産業廃棄物の処理基準の主な内容を述べる。

(1) 産業廃棄物の収集運搬基準

40 — 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、次の基準に従って行わなければならない。

- ① 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 収集・運搬するときには産業廃棄物が飛散・流出しないように容器に収納したり、荷台にシートをかけるなどの必要がある。さらに、積込み方法の検討や産業廃棄物の種類によっては専用の運搬車両が必要になる。 — 5
- ② 収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。 — 5
- ③ 産業廃棄物の収集・運搬のための積替保管施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
 積替作業及び保管に伴う騒音や振動の発生、悪臭の発散又は粉じんの飛散、さらに産業廃棄物が野積みされ、放置されること等により生活環境の保全上支障が生ずることのないように必要な措置を講じなければならない。 — 10
- ④ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
 産業廃棄物が飛散・流出したり、悪臭が漏れるおそれのある変形して蓋の閉まらない容器などを使用してはならない。 — 15
- ⑤ 運搬車を用いて産業廃棄物の収集・運搬を行う場合は、運搬車の車体の両側面に「産業廃棄物収集運搬車」、排出事業者（自己運搬の場合）又は収集運搬業者（委託の場合）の名称等を表示し、かつ、その運搬車に所定の書面を備え付けること。
 運搬車への表示は、車体の両側面に、識別しやすい色の文字で鮮明に表示しなければならない。表示事項のうち、名称については、原則として登記簿上の名称と同じものを表示することとし、登記簿上の名称が容易に想像できないような略号や屋号単独による表示等は認められない（図1.2参照）。 — 20
 表示事項と備え付ける書面は、排出事業者と収集運搬業者とで異なっている。詳細は表1.1を参照されたい（資料編 P237「資料11 産業廃棄物の収集運搬基準」参照）。
- ⑥ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の収集・運搬を行う場合は、石綿含有産業廃棄物等が破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集・運搬すること。 — 25
- ⑦ 産業廃棄物の収集・運搬の途中で積替保管を行う場合は、次の基準に従って行うこと。
 ア あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。 — 30
 イ 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
 ウ 搬入された産業廃棄物の量が、積替保管の場所において適切に保管できる量であり、かつ、1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量（保管上限）を超えないようにすること。
 ただし、船舶を用いる場合であって、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が当該産業廃棄物に係る積替えのための保管上限を上回るとき、あるいは使用済自動車等を保管する場合は、この保管上限を適用しない。 — 35
- エ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替保管を行う場合は、他の物と混合するおそれのないように、積替保管の場所に仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。なお、積替保管の場所に関しては「本章1-1（1）」とほぼ同様。 — 40